

E i w a N e w s

スキャナ保存制度の改正、個人住民税の特別徴収

平成 27 年 6 月
(No. 119)

平成 27 年度税制改正により、国税関係書類のスキャナ保存制度の要件が緩和されました。
この改正により、本格的にスキャナ保存の導入を検討される企業も少なくないかと思しますので、今回は、このスキャナ保存制度の改正についてご説明します。

また、サラリーマンなどの個人住民税の徴収について、特別徴収を徹底する取組みが進められていますので、あわせてご紹介いたします。

[1] 国税関係書類のスキャナ保存制度の改正

1 . 対象書類

スキャナ保存制度は、国税関係書類のうち一定の書類については、税務署長の承認を要件に、紙での保存に代えてスキャナによる保存をすることができる、という制度です。

改正前は、契約書・領収書などの重要書類は3万円未満に限られていましたが、改正後は、3万円以上もスキャナ保存の対象となりました。また、見積書・注文書などの一般書類は、金額にかかわらず、引続きスキャナ保存の対象となります。

国税関係書類	改正前	改正後
帳簿・決算関係書類	対象外	対象外
契約書・領収書等(下記以外)	対象外	対象
契約書・領収書等(3万円未満)	対象	対象
上記以外(見積書・注文書等)	対象	対象

また、重要書類のスキャナ保存については、適正事務処理要件として、相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規定等において整備するとともに、これに基づき事務処理をすることが必要とされました。

2 . 保存要件

重要書類について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされる関係帳簿の電子保存の承認要件が廃止されました。

3 . 電子署名要件の見直し

スキャナで読み取る際の入力者等の電子署名が不要となり、タイムスタンプを付すとともに、入力者等に関する情報の保存が要件となりました。

4．書類の大きさ情報、カラー保存要件の見直し

一般書類について、スキャナで読み取る際の手紙の大きさに関する情報の保存や、カラーでの保存を不要とし、白黒での保存が認められるようになりました。

5．適用開始時期

平成 27 年 9 月 30 日以後の承認申請から適用されます。

なお、この適用を受ける場合には、スキャナ保存を開始しようとする日の 3 か月前までに、所轄税務署に承認申請書を提出しなければなりません。よって、最速で平成 28 年 1 月 1 日からスキャナ保存が可能になります。

この他、読取装置は、改正後も変わらず、原稿台と一体となったスキャナに限られ、スマートフォン、デジタルカメラ、ハンディスキャナは認められません。

[2] 個人住民税の特別徴収の推進

昨年 11 月、首都圏の九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、「個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール」を宣言しました。

これを受けて、平成 28 年度(一部の先行団体では平成 27 年度)から特別徴収を徹底する動きが、ホームページ等で公表されています。

サラリーマンなど、個人の給与所得者の住民税の徴収については、自分で納付する普通徴収と、会社が支給する給与から天引きする特別徴収と 2 つ方法があり、地方税は特別徴収を原則とするとしていますが、特別徴収を実施していない会社もあることから、今回このような宣言がされたものと考えられます。

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支給する給与から個人住民税を控除して納付する制度ですが、以下の場合には、普通徴収が認められます。

- 1．総従業員数が 2 人以下の事業所
- 2．他の雇用者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)
- 3．給与が毎月支給されていない方(不定期受給)
- 4．退職された方又は 5 月 31 日までに退職予定の方

上記の理由に該当しない場合には、今後、特別徴収の指定を受けることが予想されますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。